



# 栄村議会報

第208号

●発行／栄村議会

●責任者／上倉敏夫

●編集／議会報編集委員会

内容：○令和4年度一般会計・特別会計・事業会計歳入歳出決算額 ○賛成討論 ○主な可決案件  
○令和5年度予算推移 ○意見書1件を提出 ○令和6年度栄村事業計画(予算樹立)に関する提言書  
○一般質問4名 ○栄村議会活動報告

## 令和4年度 一般会計・特別会計・事業会計 歳入歳出決算額

区分	一般会計	特別会計(8会計)
歳入額	33億2,548万円	9億2,589万円
歳出額	29億1,223万円	9億1,407万円

### ―事業会計―

簡易水道事業	収入額	支出額
収益的収支	9,589万円	9,094万円
資本的収支	4,972万円	6,722万円
下水道事業	収入額	支出
収益的収支	7,293万円	7,391万円
資本的収支	4,131万円	4,291万円



令和4年度の一般会計決算・特別会計決算・事業会計決算については、議員全員起立(賛成)により認定されました。

※詳細については、広報さかえ10月号(第479号)4ページから6ページを参照して下さい。

令和  
4年度

## 一般会計・特別会計・ 事業会計 賛成討論

9月8日最終日、令和4年度一般会計・特別会計・事業会計決算について賛成討論がありました。

### ◆松尾 眞 議員

●一般会計の決算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

一般会計において歳入約33億2,500万円、歳出約29億1,200万円で、基金繰入額が約1億6,500万円。令和5年度への繰越額が約1億6,500万円となり、令和4年度に計画した基本施策を執行するとともに、財政の健全化軌道を完全に定着させることができたと評価いたします。

決算特別委員会冒頭の全体質疑において、村長は「小さな自治体が大災害等に直面しても即座の対応措置がとれる財源として、15億円程度の財政調整基金を絶えず確保しておく」という確固たる決意を示すとともに、「使ってこそ価値がある」という考えも示し、移住・定住の拡充を軸に、若い人の希望に繋がる施策の一層の充実に向けて、学校の整備、観光施設の長期展望を持った整理と改修等、今後の村づくりへの強い意欲を示されました。この村長の意欲と決意を高く評価したいと思います。

一般会計歳入歳出の審査においては、昨年度に続き説明員として若手の係長にも参加をいただき、具体的で施策の実施状況の成果と課題について踏み込んだ審査を行うことができたと思います。

その中で特に言及しておくべきものについて簡潔に触れておきたいと思います。

3款、民生費の審査において、豪雪地栄村にとって大きな課題である雪害対策を巡って、担い手の高齢化減少が著しく、大きな曲がり角を迎えている道踏み支援員について踏み込んだ現状分析が示され、本年度以降の対策が具体的に示されました。

また、同じく民生費において、障がい者福祉政策が大きな位置を占めることが鮮明になりましたが、多様性のある生き方ができる村として栄村を発展させるべく、障がい者の実情、障がい者福祉施策の全体像をもっとわかりやすく提示していくことが求められていることが浮き彫りになったと思います。

また3款、民生費、4款、衛生費において、「子育てがしやすい栄村」ということをもっと明確にしていくよう、児童福祉、母子保健の事業を体系的に提示していくことが求められることが明らかになったと思います。

6款、農林水産費においては、中山間地直払制度や有害獣対策などを巡って、農政課がより積極的に施策を打ち出し、各地区での取り組みに対して行政がリーダーシップを発揮することが求められていることが明らかになったと思います。

7款、商工費においては、加工センターの活性化に向けて新たな若手人材の確保の重要性が浮き彫りになりました。

また、観光協会のあり方を巡って、村が踏み込んだ対応をすべき時期になっていることが明確になりました。

希少動植物調査を巡っては、この間の調査の結果を議会等に示し、今後の方向性を議論していくことについて重要な提起がございました。

9款消防費においては、常備消防費、岳北広域行政組合への7,000万円を超える支出の重要性が指摘され、定員確保を巡る今後の計画、それに対応する財政措置への注視が求められると考えます。

以上、いささか細かな点にも言及しましたが、ここまで指摘した優良事例や改善が求められる点の指摘など充実した審査ができ、令和4年度決算について確信を持って認定すると言えらるる考えます。

なお、審査を通じて指摘した改善点等を踏まえて、私ども議会は、本定例会終了後の閉会中審査を行い、各常任委員会において令和6年度予算の編成に向けての提言を決め村長に提出する予定であります。

以上、議会の今後の予算提言等への取り組みの決意も踏まえて、令和4年度決算を認定することに賛成するものであります。

●特別会計について賛成の討論を行います。

審査の中で特に浮き彫りになった問題として、国民健康保険（施設勘定）における歯科診療所の診療収入の大幅な減少という問題が指摘されました。この点について今後、問題点の抽出、改善点の提示が求められます。

スキー場特別会計は、一般会計からの繰出が8,000万円を超えており、このスキー場が村の冬の元気の源となるという意味での重要性、あるいは雇用の確保、観光客の需要での村経済の支えという視点からスキー場の維持が極めて大事であるということ認識すると同時に、営業収入の拡大に向けて、もっと意欲と熱のある取り組みが強く求められます。

以上の点に留意されることを希望して、特別会計全体に対する賛成の討論といたします。

## 令和5年9月定例会 主な可決案件

案 件 名	内 容
◆令和5年度 栄村一般会計補正予算（第2号）	・ 道路交通法の改正に伴い、12月1日よりアルコール検知器による確認が義務化となるため職員161名分：1,063千円 ・ 老朽化に伴う旧医師住宅解体費用：6,270千円 ・ 雪害対策救助員使用のスノーロータリー（24馬力）2台（秋山地区）：7,377千円 ・ 野々海水路トンネル工事費増による村負担金の増額：9,000千円 ・ 7月13日発生の大雨による農業用水路等の被害拡大防止対策事業に係る経費の追加：30,000千円他 ・ 補正額：57,816千円
◆令和4年度 栄村国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）	・ 内科医師の新型コロナワクチン接種に係る報酬：1,500千円 ・ 内科医師住宅の融雪装置ボイラー更新工事費：582千円 ・ 補正額：2,082千円
◆令和4年度 栄村介護保険特別会計補正予算（第1号）	・ 人事異動に伴う職員給与の追加：956千円 ・ 昨年度交付金等確定による返還金：1,555千円他 ・ 補正額：2,521千円

## ◆令和5年度 栄村予算推移◆

単位：千円

区分	当初予算	6月補正	9月補正	予算総額	増減額	増減率%	構成比
一般会計	3,115,000	51,207	57,816	3,224,023	109,023	103.50	
特別会計							
国民健康保険(事業勘定)	234,580			234,580	0	100.00	24.0%
国民健康保険(施設勘定)	113,939		2,082	116,021	2,082	101.83	11.9%
秋山診療所	3,842			3,842	0	100.00	0.4%
後期高齢者医療	30,326			30,326	0	100.00	3.1%
介護保険	432,424		2,521	434,945	2,521	100.58	44.5%
介護サービス	9,183			9,183	0	100.00	0.9%
スキー場	119,995			119,995	0	100.00	12.3%
ケーブルテレビ	28,721			28,721	0	100.00	2.9%
特別会計合計	973,010			977,613	4,603	100.47	
事業会計							
簡易水道事業	185,390	2,835		188,225	2,835	101.53	
下水道事業	113,410			113,410	0	100.00	
事業会計合計	298,800			301,635	2,835	100.95	

## 意見書1件を提出

件名	意見書内容	送付先
「健康保険証」の存続を求める意見書	<p>政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させました。</p> <p>しかし、誤った登録や情報の漏洩、「資格無効」が表示される等、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。</p> <p>長野県保険医協会が実施したアンケート調査（回答数121件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関106件の内71件（67%）が何らかのトラブルを経験していると回答がありました。</p> <p>トラブルの内容として、他人の情報が紐づけられていたケースが2件ありました。誤った紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは重大な医療事故につながります。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題です。</p> <p>また、保険資格が確認できず、窓口で10割負担となったケースが6件もあり、経済的な理由により受診が困難となることも懸念されます。</p> <p>さらに寝たきりや認知症、一人暮らしの高齢者や心身に障がいを持つ方々は十分に対応ができずに必要な医療を受ける権利が損なわれる恐れもあり、国民の生命にかかわる深刻な事態に発展しかねません。</p> <p>誰もが安心して医療が受けられる「国民皆保険」の土台を揺るがす重大な問題です。</p> <p>いつでもどこでもだれでもが安心して医療を受けられるように健康保険証の廃止は行わず、現在の健康保険証の存続を栄村議会は求めます。</p>	内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 法務大臣 デジタル大臣 衆議院議長 参議院議長

## ◆令和6年度 栄村事業計画(予算樹立)に関する提言書を村当局へ提出◆

<p>総務文教 常任委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 予算の樹立に向けて、村民が希望の持てる村政施策を進めるため、交付税の確保及び少ない自主財源を補うため、国、県の交付金及び補助事業を積極的に活用し進めること。</li><li>2. 歳出科目、特に長期にわたる事業について、PDCAを実施し、効率的かつ公平に対応すべく見直しを含め、将来に継続できるように計画を進めること。</li><li>3. 新型コロナウイルス感染症対応を含め、村民に不安を与えかねない災害対応は、防災・減災についてきめ細やかな情報を発信し、常に村民に寄り添う体制を整え、地域の安心安全に務めること。</li><li>4. 地域の活性化を図るため、移住・定住対策を重要施策と位置づけ、地域住民とのコミュニティが構築されるように積極的に取り組むこと。</li><li>5. 栄村の教育環境を最大限発揮させ、子供たちの可能性を引き出し、未来を拓く子供たちのために、村民一丸となって取り組めるように務めること。</li></ol>
<p>産業社会 常任委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 令和6年度は、第6次総合振興計画後期基本計画（令和4～8年度）のちょうど折り返し点に位置する。予算編成は、後期5ヶ年計画のPDCAサイクルによる検証の結果をふまえて行われ、後期5ヶ年計画の令和6年度における実施目標を明示して行うこと。</li><li>2. 移住・定住促進・拡充の一層の推進を予算編成の重点項目（柱）とすること。 とくに、空き家の活用に係る諸施策の充実努めること。 栄村で活躍する移住者・定住者の姿を対外的にアピールする施策を重視すること。 また、地域おこし協力隊制度の活用を積極的に推進すること。</li><li>3. 子育て施策の体系的な整備・充実を予算編成の重点項目（柱）とすること。 とくに、若者が安心して結婚・子育てを考えられる環境を整える施策のパッケージの提示に意を注ぐこと。 妊娠・産前産後の全過程を通じての支援策をパッケージ化して充実させ、提示すること。 「社会の力で子どもを育てる」「子ども真ん中社会の実現」の理念の下、乳児から18歳までの子育て支援施策をパッケージ化して充実させ、提示すること。この点では、とくに民生課と教育委員会の密な連携に留意すること。</li><li>4. 農業・農村振興の施策においては、中山間地域等直接支払制度の第6期（令和7年度開始）を見据え、広域化、棚田等の加算措置の一層の拡充のための農業者支援・集落営農支援の取り組みを強化すること。</li><li>5. 森林・林業政策をめぐっては、栄村森林組合との連携による間伐等の実施と、里山保全のための新しい施策（里山調査の実施）を2本柱として推進すること。 また、ジビエ産業を栄村の産業政策として明確に確立すること。 これら施策の財源として、森林環境譲与税の増額確保に努めること。</li><li>6. 観光施策をめぐっては、村有観光施設の見直し、拠点施設の改修計画の検討を進めること。</li><li>7. 国民健康保険、介護保険、障害者福祉においては、「誰ひとり取り残さない」ことを明確にし、健康保険証の存続、国保・介護財政の健全性の堅持、福祉施策メニューの「見える」化を重点的にめざすこと。</li><li>8. 小中学校の統合をめぐっては、「子どもたちの学びの充実」を真ん中に置いて進めるとともに、「地域と学校」の関係の大事さをふまえ、地域との丁寧な対話に努めること。</li><li>9. 希少動植物調査は、すでに4年間実施されてきた。5年目の令和6年度の予算編成においては、調査の成果を集大成し、今後の対策方針の策定に重点を置くこと。</li></ol>



松尾 眞議員

人口の社会動態は昨年プラス2人。今年もこのプラスは続く見通しか。

村長 今年の移住者は8月1日現在16名。さらなる施策努力を行う。

松尾

第6次総合振興計画後期5ヶ年計画策定から満2年。その実現状況の検証はどう行われているか。計画の基軸、定住移住人口の増大は実現しているか。

村長

検証は総合振興計画審議会で行うこととし、11月頃を目途に検証していただく。

移住者は令和元年1名だったものが、2年3名、3年5名、4年10名、そして今年8月で16名になっている。転出もあるのですが、今年の社会動態がプラスになると断言はできないが、多様な移住者を受け入れる村の体制を充実させていく。

空き家バンクの登録を高め、契約時の片づけ事業やリフォームの補助など、更なる細やかな施策が必要だと考

えている。

松尾

移住者が増え、空き家の確保が必要に迫いつかない状況だと聞いている。

空き家はいまや村の貴重な資源 空き家の積極活用を条例化する

松尾

提供される空き家、持ち主は都会におられるので、村の人が片づけをして出た大量のゴミを津南の処分場に持ち込もうとすると、産廃業有資格者ではないので「ダメ」とされ困っている。津南地域衛生施設組合と話し合っって打開したいと考えている。

そういうことも含めて、空き家の積極活用を条例化することが栄村の宣伝にとつても有効なのではないか。私なりに一つの案を作ったので、ぜひ行政と意見交換し実現したい。

村長

空き家バンクの登録をもっと増やすことが必要。登録された物件の荷物の整理等を村も支援しなければならぬ。古民家の水回りの改修へのもう少し細やかな支援体制も必要。また、それぞれの地域で、移住してきた方への世話焼き係みたいなものをつくって作ることも大事。

ゴミ出しの問題も検討を進める。提案された条例は庁内で検討する。



保坂眞一議員

集落営農組織の強化策は。

村長 周辺集落営農組織と協力し取り組む体制が強化、集落の充実にも繋がる。

集落営農組織強化について

質問

本村の稲作は、経営規模が零細な農家が大半で、作付面積197町歩を主に十八の組織と個人が担っている。本年度から農林省による「農地利用効率化支援交付金制度」が始まったが、来年度以降どのように進めるか。国、県の支援制度の活用による集落営農組織強化について村長の見解を伺う。

村長

各営農組織が取り組んできた集落ごとの体制は、農業者の高齢化と後継者不足の中、一つの営農組織だけで維持が難しくなっている。これからは、周辺集落とも協力し合っ取り組む体制が集落営農組織の強化、集落の充実にも繋がる。各集落で作成した集落戦略を土台として、加算措置額の活用など工夫を凝らし取り組んで頂きたい。

農政課長

農地利用効率化支援交付金制度の活用については、経営面積の拡大、耕作放棄地の解消についての成果、目標を達成する必要がある。今後、説明会を開催できればと考えている。

長野県伝統工芸品の振興策について

質問

伝統工芸品は、日常生活の中で生まれ、伝統的な技術、技法により手工業的に製造される民芸品で、栄村では、国指定の内山和紙並びに桐下駄、秋山木鉢、栄村つぐらが県指定とされている。

栄村つぐらを除いては、現在では、取り組みがなく、その振興策について伺う。

村長

様々な諸事情により、残念ながら栄村つぐらのみが、つぐら振興会の皆さんの大変な努力で取り組まれており、心から敬意と感謝を申し上げます。

村としては、後継者の育成、つぐらの菓の確保等、目に見える形で支援していく体制を作っていくと考えている。

商工観光課長

伝統工芸品は、栄村の文化の発信やイメージアップ、産業振興に繋がるものであり、つぐら振興会の皆さんの課題や要望を聞く中で、村独自の支援策を講じていきたいと考えている。



桑原武幸議員

### 北野公園内の整備や 具体的な観光施策は 考えているのか。

**村長** 地域資源を活かした体験や自然を学べる拠点的存在感を高めていきたい。

### 観光客を迎える施策について

#### 質問

5月にコロナが5類になったことで、人々の動きも以前のような賑わいを取り戻しつつある。観光客が多く訪れることで栄村の収入源である観光事業を活性化し、栄村を盛り上げることで村民の元氣と村の源になると考える。

天満温泉へ続く道路、新しい温泉棟も完成する。大勢の観光客が訪れてもいいように、北野公園内の整備や具体的な観光施策は考えているのか。また、温泉経営者や観光協会と自然植物園を活かす観光客の誘致など、今後に繋がる観光について話し合いや取り組んでいることがあれば伺いたい。

#### 村長

道路改良によって生活道路として、災害時における道路としての幹線機能も高まっていく。また、

観光面においては、今までは違う景観など北野天満宮や植物園を含めた北野天満温泉エリア全体としてのイメージアップに大きく貢献できるものと思っている。運営事業者、関係部局が一緒になって地域資源を活かした体験や自然を学べる北野天満温泉エリアとして、地域の拠点的存在感を高めていきたい。

#### 教育長

栄村植物園は、様々な希少種、希少な昆虫も観察できる場として各種ボランティアの方々と整備を進めている。季節ごとの植物園マップもほぼ完成しており、来場者に有効に活用いただけるよう準備している。植物園に関しては、ある程度ターゲットを絞った整備や体験等用意していくことも必要。商工観光課や北野温泉経営者、観光協会と連携を取り、来場者の実態に即した整備に努めたい。

#### 商工観光課長

観光の誘致として、「ツールド苗場山」「栄村100キロサイクリング」の開催。北野公園の遊歩道をサイクリングコースに使い、エイドステーションを設置して多くの方が交流した。10月に三輪バイクのツーリングイベントが栄村で開催予定。北野温泉は宿泊先として紹介されている。今後も各種イベントで北野温泉一帯をPRし誘客に努めたい。



山上宏晃議員

### スキー場の赤字をどのように縮めてゆくの か。その方向性は。

**村長** 過疎対策のためのスキー場ということ（国に）理解いただき、過疎債が使えよう追求していきたい。

### さかえ倶楽部スキー場の運営について

#### 質問

平成24年度から令和3年度までの10年間で、スキー場の営業損益は平均年約7,500万円の赤字で、売上収入の約3倍。令和4年度は、経費約1億1,000万円に対し、営業収入約2,800万円。約8,200万円の営業赤字。

こういった現状への認識、宮川村政のこれまでの姿勢、令和5年度の新たな工夫、将来的な方向性は。

#### 村長

このスキー場は、過疎対策事業として、若者の定住対策、雇用対策、冬期間の経済刺激策等として生まれた。活気、冬のエネルギーを創出する場であり、村のイメージアップに關しても効果は非常に高く、その

存在は極めて大きいものと思っている。だからといっていくら運営が赤字になってもいいとは思っていない。過疎債が適債となるためにどうすることが必要なか、指定管理、企業への譲渡が可能か等を含め、あるべき姿を探っていかなければならない。

令和5年度の取り組みは、いかに「雪と遊ぶ」かにウェイトを高め集客してゆく。例えば、新雪の山に飛び込んだり、滑り落ち方コンテストをやるとか、スキーをつけずに山頂からの景色を眺めるプランを作るとか、実践に繋げていければと思う。

栄村が他と違うところは雪しかない。ここで生活してゆく上で、栄村がスキー場を持っていることは素晴らしいと思っっている。私は絶対に（スキー場は）要るといふ思いでやっている。村長の思い、スキー場は残すことは分かった。では赤字をどう縮めてゆくのかの努力が見えない。変えてゆく方向性はあるか。

#### 村長

過疎対策のためのスキー場ということ（国に）理解いただき、過疎債が使えるよう追求していきたい。

収入に關しては、「雪と遊ぶ」をいかに具現化するか、スキー場運営協議会と商工観光課に期待を寄せている。

# 栄村議会活動報告

◎令和5年4月から9月までの「議会全員協議会」で協議された項目内容を報告します。

## 村長提出の全員協議会

行政上の重要問題等について村からの報告、説明、提案等に対し、議員全員で協議・意見・要望するものです。

開催月	内 容
7月26日 (水)	<p>◎ 切明崩落地の今後の対応について</p> <p>中津川の切明地籍で昨年5月に起こった崩落地の対応について建設課から説明がありました。説明では、湯沢砂防工事事務所の監視体制では崩落地は顕著な変化は認められない（令和5年春の融雪でも変化は見られなかった）ので今後は、監視カメラ、水位計、伸縮計、定点観測の24時間監視体制を終了し、年1回へりによる斜面形状の変化の把握、村道の状況に変化が出た場合は秋山支所や建設課に連絡などの対応となります。</p> <p>【議員から出た意見と対応】</p> <p>Q：もう少し回数を多くした確認方法が取れないか？</p> <p>Q：ドローンで年4回くらいは確認してほしいのと、住民が近寄らないような看板の設置を検討してほしい。</p> <p>A：（建設課）看板の設置については検討を進め、広報などで周知する。また、課の職員が秋山に行った時には確認するようにするが、地元の皆さんの協力もお願いしたい。ドローン確認については建設課にあるもので対応可能。</p> <p>Q：遊歩道が完全になくなっている、これについての対応はしているのか？</p> <p>A：（商工観光課）注意看板の設置を進めたい。</p> <p>◎ 地熱発電の説明について</p> <p>【村の説明】</p> <p>令和2年1月に開発事業者から屋敷地区において地熱発電を行いたい旨の相談があり、総務課で対応していた。</p> <p>村では、発電事業に関して、地元への説明、地域資源（動物）などへの配慮の段取りなどの基本的事項を業者に説明を行った。</p> <p>令和5年3月8日に開発業者から開発届けが提出されるまで、総務課、商工観光課、教育委員会の職員が数回にわたって開発業者の相談に応じている。</p> <p>開発届を受けて、自然保護審議会でも5月11日から数回にわたって諮問をし、審議会が開催されてきたが、審議会では十分なデータが得られないとのことから開発届に関して意見を述べることができず、「意見を述べることは困難」との答申を村に提出された。</p> <p>その後、北海道の地熱発電の掘削中に高濃度のヒ素や硫化水素が噴出するような事故が起こり、屋敷地区でもこのような事故が起こった場合には下流域に莫大な影響を及ぼすことや、それに対する補償などの問題も出てくる。</p> <p>地域資源や再生可能エネルギーの活用は非常に魅力的でもあるが、北海道のことを考えれば事業の振興は極めて慎重でなければならない。</p> <p>【議員からの意見】</p> <p>3月の時点でこの地熱発電の話を知ったときから新たなテーマに取り組み、地熱発電の進め方などから栄村の景観を考えたら戸惑ったが、秋山郷のような場所での存在する可能性が高い地熱エネルギーなどの活用は真剣に考えるべきと思い、安全基準や住民の安全と暮らしなどの確保といった観点から審議会でも審議をしてきたが、開発行為届けから得られる情報があまりに不足していたため村長の諮問に満足する答申ができなかった。</p> <p>しかし、今後も地熱発電に関しては村と積極的に協力しながら、必要であれば開発の最前線に行くことも考え、住民の安全を絶対確保しながらも再生可能エネルギーの取り組みの勉強のため作業部会を立ち上げ議会でも検討を進めていく。</p>

## 議長提出の全員協議会

議会の計画や課題について議員全員で協議する場です。  
基本的に月一回開くことにしています。

開催月	内 容
4月14日 (金)	<p>◎ <b>臨時議会について</b> 4月26日に臨時議会が招集されることとなり、提出される議案などの内容について確認しました。 この議会の日程や議事日程などは4月24日に開催した議会運営委員会において決定しました。</p> <p>◎ <b>議員のあり方について</b> 1月全員協議会から協議を始めた「議員のあり方」について、下記の4つの議題から毎月検討を進めていくこととなりました。 ①議会のあり方について ②議員のなり手について ③定数について ④報酬について⇒5月から8月の全員協議会で協議を進めます。</p> <p><b>【議員から出た意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「議会の活性化に向けて、立候補者が多く出るような方策が必要」「いずれ定数の話は出てくるが、定数前面ではなく議論を進めたい」</li><li>○「次の若い世代の立候補者のために次の選挙に出るかの表明を行うことも必要」</li><li>○「村民が議会や議員に対してどう思っているのかを知ることが大事」</li><li>○「今の議会は年寄りが多い」「議会は別世界であるみたいな感じが村民にはある、でも無関心ではない」「議員自ら住民との会話が必要」</li><li>○「若い人たちの議会への関心度は低い、今の生活でいっぱいなのがある」</li></ul> <p>また、「議会の改革」という議題についてもSDGsなどの観点から紙での通知のメール化やタブレットの活用などについて進めていきます。</p>
5月10日 (水)	<p>◎ <b>令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取り扱いについて</b> 総務課から上記の交付金についての今年度の取り扱いについて説明がありました。 令和5年度の交付金(国のお金)は24,000千円の交付金枠があり、これに一般財源(村のお金)を7,700千円程度足して、商品券の配布事業(一人12,000円の商品券)で20,000千円程度、低所得者世帯への交付金として12,000千円程度、総額32,000千円程度の交付金配布を計画している旨の説明がありました。 商品券配布事業は早ければ7月に配布を開始したい計画であるとのことです。 低所得者への交付金配布は9月中の交付を予定しているとのことです。</p> <p>◎ <b>議員のあり方について</b> 5月の議員のあり方は「議会のあり方」という議題で協議を行うはずでしたが、時間の都合により9月に持ち越しとなりました。 6月の議題は「議員のなり手」について。</p> <p>◎ <b>議会の改革について</b> 栄村議会では、議会事務局から通知する紙媒体の会議通知などは5月から全ての通知を個人の携帯やパソコンに直接メールにて通知としています。 これにより、資源の削減や手元ですぐに確認できることができるようになりました。</p>
6月12日 (月)	<p>◎ <b>村等から委嘱される各委員会委員の推薦について</b> 栄村社会福祉協議会理事の推薦について、社会福祉協議会から推薦依頼があり、下記の者を推薦しました。 ・推薦議員：魚田清美</p> <p>◎ <b>議会視察研修について</b> 本年度の視察研修先について、担当である産業社会常任委員会から提案のあった下記の2か所の取り組みについて研修することとしました。</p>



開催月	内 容
6月12日 (月)	<p>○研修時期：11月上旬</p> <p>○研修先及び目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県いすみ市：有機米等の学校給食への取り組みを行政主体で行っている、現在は「いすみっこ」というブランド米で直売所でも販売され、学校給食で100%有機米を使用しています。</li> <li>・いすみ鉄道：JRから1987年に民間経営となり、ローカル鉄道としての魅力や、その景観から「観光鉄道」「癒し鉄道」として全国に知れ渡っています。</li> </ul> <p>◎ 議員のあり方について</p> <p>6月は議会があるため、6月27日に「議員のなり手」について集中協議することとなりました。</p>
6月27日 (火)	<p>◎ 議員のあり方について</p> <p>6月の検討課題である「議員のなり手」について議論しました。議員からは主に下記のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「年齢が高齢化しているので定年制などを設けたらどうか」（地方議員の平均年齢は64歳）</li> <li>・「選挙の前の年に、次の選挙に出るか議員個人が表明したらどうか。そうすれば次に出る人が現れるのでは」</li> <li>・「今の報酬で議員だけでは若い人が生活していけないので、他の仕事をしながらの理解が必要では（地方議員の平均月報酬は214,000円）」</li> <li>・「議員としての活動は3期12年で十分では」</li> <li>・「子育てしている世代の人は村のことを考える余裕もなく、現実的に出られない。若い人が出られる雰囲気や環境づくりが必要では」</li> <li>・「議員について住民と討論会や勉強会を開催しては」</li> <li>・「なり手が少ないのは全国的な課題でもある」</li> <li>・「若い人が出るには、村民に見える活動をしないといけない。また、生坂村みたいに年齢別の報酬とかも取り入れてはどうか」</li> <li>・「生坂村に話を聞きに行ってはどうか」</li> </ul> <p>◎ 臨時議会について</p> <p>7月26日に臨時議会が招集されることとなり、提出される議案などの内容について確認しました。</p> <p>この議会の日程や議事日程などは7月24日に開催した議会運営委員会において決定しました。</p>
7月26日 (水)	<p>◎ 議員のあり方について</p> <p>7月の検討課題である「定数について」議論しました、議員からは主に下記のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「津南町、十日町でも議員の定数は削減している」</li> <li>・「他の村の定数8人の議会は少なすぎて議論が進まないとの意見もある。最低でも10人は必要だと。10人以下になった場合の問題点を考えることも必要では」</li> <li>・「削減も大事だが、削減するといいい人材が入ってこないということもある」</li> <li>・「議論が活発であることが大事なので今の定数10人が最小数ではと思う。栄村は広いので村内全部をカバーできる人数が必要」</li> <li>・「一旦定数を減らして、若い人の報酬を上げればいいのか」</li> <li>・「議論を活発にするには多いほうがいい。定数を減らして若い人が出るかは別」</li> <li>・「定数削減の声は私には聞こえてこない。定数を減らしたことのメリットがわからない」</li> </ul>

開催月	内 容												
7月26日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「定数削減の声が聞こえるのは、もっと一生懸命活動しなければいけないのでは、私はできるだけ大勢の人の声を議会に反映するためにはあまり削減は考えていない」</li> <li>・「近隣市町村は人口を対象にして定数の議論を進めている」</li> <li>・「議員の質を上げるという意見が出ないのは残念」</li> </ul> <p>◎ <b>議会視察研修について</b> 6月全員協議会で内容を協議した研修の日程は11月6～7日となりました。研修先は千葉県いすみ市といすみ鉄道です。</p>												
8月8日 (火)	<p>◎ <b>議員のあり方について</b> 8月の検討課題である「報酬について」議論しました。議員からは主に下記のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長野県では下から2番目に低い月129,000円の報酬（全国では下から8番目）」</li> <li>・「報酬を上げるのであれば上げただけの活動をしなければならない」</li> <li>・「若い人が実際に議員になったとき12万では生活できない。今上げなければ次も上がらないし、月20万でも生活も結婚も子育てもできないのはわかっている」</li> <li>・「これからの若い世代を考えれば議員報酬の底上げは絶対に必要だし、今の物価高で本当に今の報酬額が妥当なのかは議論と調査が必要」</li> <li>・「思い切って月25万くらいに上げれば女性の働く環境としても良いし、共働きの夫婦でもやっていける。25万が妥当かどうかは必要になるが」</li> <li>・「生坂村みたいに50歳以下の議員報酬を30万にする議論も必要」</li> </ul>												
9月5日 (火)	<p>◎ <b>「生坂村議会改革」研修報告について</b> 本年度議会で議論している「議員のあり方」の中で、生坂村の議会改革の話が出て、島田伯昭議員と山上宏晃議員が8月21日生坂村議会へ行き、改革に関する話を聞いてきました。その報告について抜粋して紹介します。 《報告者：山上議員》 生坂村議会の太田議長、藤沢副議長、藤沢議会事務局長で対応していただいた。太田議長は50歳の男性、藤沢副議長は46歳の女性で令和3年の選挙で初当選した方です。この選挙で当選した55歳以下の議員から報酬が月30万円となっています。 令和3年の選挙では新人議員が3名立候補し、内2名が55歳以下です。その後2名の辞職があり、令和5年4月の補欠選挙では立候補者5名（4名新人）の内55歳以下が3名となっています（議員数については下表参照）。</p> <p>・生坂村議会の議員数等（令和5年4月補欠選挙以降）</p> <table border="1" data-bbox="319 1612 1436 1769"> <thead> <tr> <th>議員定数</th> <th>議員数</th> <th>議員数の内 女性数</th> <th>議員数の内 55歳以下数</th> <th>3年4月選挙 での新人</th> <th>5年4月補欠 選挙での新人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※女性議員の3名の内55歳以下：2名 ※議員の平均年齢：62.75歳</p> <p>生坂村（人口1,683人／5年4月）では、平成9年の選挙（定数12）から無投票の議員のなり手不足が続いていました。それはどんなに定数を削減しても平成29年の選挙まで無投票が続きました。 議会はこれを重く見て、なり手不足の解消のため平成29年に「議会改革検討委員会」を立ち上げ、なり手不足解消にはどうすればよいか他町村の取り組みなどを参考に考え、村民アンケートや公聴会などを行い解消への手立てを模索しました。</p>	議員定数	議員数	議員数の内 女性数	議員数の内 55歳以下数	3年4月選挙 での新人	5年4月補欠 選挙での新人	8	8	3	3	1	2
議員定数	議員数	議員数の内 女性数	議員数の内 55歳以下数	3年4月選挙 での新人	5年4月補欠 選挙での新人								
8	8	3	3	1	2								

開催月	内 容
<p>9月5日 (火)</p>	<p>生坂村は議員報酬月18万円でしたが、議会では若い人がその報酬では生活できない。また年金制度がないことなどや、定数減による議員への負担増などの問題からなり手不足になっていると考え、では「若い人は月幾ら位の報酬があれば生活できるのだろう」ということから、先進的な取り組みをしている長崎県小値賀町（おじかまち）に視察に行きました。</p> <p>小値賀町では、特例で50歳以下の議員報酬を月額30万円として条例改正し若い人の立候補を促したとのことでした。</p> <p>その後、生坂村議会では「模擬選挙」や「模擬一般質問」など、議会の仕事や仕組みなどを村民参加で行い、議会の制度そのものの見直しも行いました。</p> <p>年齢55歳以下の根拠は、結婚して、子育てして、子供が成人するのが平均で55歳位の統計データから算出しました。</p> <p>55歳以下の月報酬30万の根拠は、長野県の40代の平均月収が37万円（女性27万）、また、子育て世帯（4人暮らし）の生活費が月28～35万から月報酬30万としたそうです。</p> <p>それをもとに月額報酬改定などについて村民アンケートを行い、村民75%から支持を得たため、令和2年11月議会内で発議（ほつぎ）により「55歳以下の議員報酬を月額30万とする改革案」を提出し、現在に至るとのことです。</p> <p>※生坂村56歳以上の議員報酬月額180,000円、議長報酬月額267,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これで何が変わり、何が今問題なのかを議長に聞いたところ</li> <li>○若い世代が数十年先の村の未来を自分事として考えてくれる。</li> <li>○新人議員も、現職議員も一丸となって村づくりに取り組む姿が多くなった。</li> <li>○今の構成は非常にバランスがいい、女性の意見も議会で反映できるようになった。</li> <li>○幅広い世代のいろいろな意見や議論が出てきている。</li> </ul> <p>（40代3人、50代1人、70代3人、80代1人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いろいろな世代の議員の質を上げることも大事なこと。</li> </ul> <p>議長のお話の中で「8人という定数は、小さな集落からの意見を反映できなくなるので最低でも議員定数は10名ほしいところ」というお話もされていました。</p> <p>また、議長は「なぜ報酬を上げることに決めたのか」の問いに対し、「議員は年金＋議員報酬、農業＋議員報酬という人がほとんど。この辺の若い人たちは安曇野市とかへ働きに出ちゃう。サラリーマンでは議員は時間的にも難しい。会社を辞めなければいけない。でも会社の給料を捨ててまで18万の議員になっても生活も子育ても出来ない。普通はそこに若い世代は踏み出せない。だから若い世代が議員で生活できるだけの報酬にしたかった」と説明してくれました。</p> <p>そして、「住民の理解を得るには、議員の報酬、議員の仕事・活動自体をしっかりと周知することだ」と話していました。</p> <p>生坂村の移住者は令和4年度で49名、令和5年に立候補した女性の方も移住者だそうです。</p> <p>※生坂村の議会改革の取り組みはYouTubeでご覧になれます。</p> <p>◎ <b>長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会への議題について</b></p> <p>長野県内には特別豪雪地帯指定市町村として、栄村、野沢温泉村、木島平村、飯山市、山ノ内町、高山村、信濃町、白馬村、小谷村、長野市の一部の10市町村が指定されています。</p> <p>その協議会では、毎年県に「冬の安心安全な交通体制の確保について」という議題で要望書を提出しています。</p> <p>栄村では、下記の3つについて毎年要望しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県道秋山郷森宮野原（停）線の改良と通年交通について</li> <li>2. 県道長瀬横倉（停）線の改良について</li> <li>3. 国道117号線の冬期対策について</li> </ol> <p>この要望は11月に県に提出されます。</p>

開催月	内 容
9月5日 (火)	<p>◎ 議員のあり方について</p> <p>5月の検討課題であった「議会のあり方について」の議題を9月に行いました。議員から出た主な意見は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「何をやっているのかわからないので活動の周知（議会に見える化）が必要」</li><li>・「議員に対して村民がどう思っているのか知ることが大事」</li><li>・「次の選挙に出るかの意思表示をしたほうが良い」</li><li>・「地域活動に積極的に参加して地域の意見を聞いたほうがいい」</li><li>・「住民との対話集会などで会話を進めたほうがいい」</li></ul> <p>というような意見が出ました。</p> <p>また、5月から9月までの各議論テーマに沿って、自分の考えをそれぞれ400字位にまとめてレポートとして全員協議会に提出することとなりました。</p> <p>◎ 一般質問の方式について</p> <p>現在、栄村議会の一般質問の方式は「一括質問方式」という方法を取っていますが、近隣の市町村では「一問一答方式」という方式を取っています、両者の違いは下記のとおりです。</p> <p>栄村議会でも「一問一答方式」の導入を進めていくために今回全員協議会の中で検討を始めることにしました。</p> <p>「一括質問方式」とは？</p> <p>一つの質問の中で2つの聞きたいことがあったときにその2つを一括で質問し、答弁者（村）は2つを一括で答弁する。その答弁の中でさらに聞きたいことがあれば、再質問するという方式です。</p> <p>ただし、質問の回数は3回まで（再々質問）と決まっています。</p> <p>「一問一答方式」とは？</p> <p>一つの質問の中で2つの聞きたいことがあったときに、その2つの質問を別々で質問し、答弁者は一つの質問に対して一つの回答をする文字通り一問一答というやり方です。質問の回数制限はありませんが時間制限があり、大体60分位の時間制限を取っている市町村が多いです。</p> <p>一問一答方式は答弁者が不利な場合があるので一般的に「反問権（注1）」が与えられます。</p> <p>注1：質問者に対して問い返すことができる権利、地方議会（村議会）において首長（村長）などに付与された権利</p>

